

一般名処方加算 について

当院も一般名処方の推進に努めています。

医薬品の供給が不安定な中でも、「商品名」ではなく「成分名（一般名）」にて処方することで、必要とする患者様に安定的に医薬品を供給するための方策の一つと考えています。

また、令和6年10月より「医療上の必要性があると認められないが患者様の希望により長期収載品を処方等した場合」には、後発医薬品との差額の一部が選定療養費として患者様の自己負担となります。選定療養費は、保険の種類に問わず発生します。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお声かけください。